

宮津与謝消防組合監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年8月31日

宮津与謝消防組合

監査委員 中 村 明 昌

監査委員 安 達 種 雄

令和3年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の実施日

令和3年7月20日

3 監査の方法等

令和3年4月1日から令和3年6月30日までの業務の執行概況について説明を求めたほか、予算の執行、契約事務並びに財産管理について、契約書、財産調書、車両台帳等関係書類の提出を求め、書面による審査及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産管理は適正に行われているか。

5 監査の結果

予算の執行等については、例月出納検査における調書、資料等も参考にして監査を実施した。

予算の執行等は、地方自治法、財務規則等の関係法令に準拠し、適正に行われていると認められた。

契約事務については、令和3年度第1四半期に執行された契約22件（うち長期契約1件・請書6件）及び、令和2年度に執行した寄贈高規格救急自動車整備事業を対象に監査を実施した。

契約の起案書、予定価格調書及び契約書等の契約関係書類については、法律、規則に則して作成されており、適正に執行されていることを認めた。また、物品の納品に係る検収等においても受注者側の立会いのもと、確実に行えていることを確認した。

契約事務の執行に当たっては、引き続き事業の目的、意義のもと、経済性のもとより、公平性、透明性及び競争性の確保に努められたい。

財産管理については、本署、各分署における施設及び車両等の備品の財産について、台帳の整備や使用状況等、管理・運用状況を監査した。

施設整備については、令和2年度に橋北分署の高規格救急自動車1台を更新する予定であったが、同年に一般社団法人日本損害保険協会から橋北分署へ救急自動車の寄贈を受けたため、令和3年度に更新予定だった加悦谷分署の高規格救急自動車を1年前倒しで整備し、老朽化が著しい加悦谷分署及び橋北分署の高規格救急自動車2台の更新が完了した。

地域住民へのさらなる救急業務の質の向上を期待するものである。

令和2年上半期（1月1日～6月30日）における宮津与謝消防組合管内の災害発生件数は1,173件で、前年同期と比較して135件増加している。

内訳は、火災5件（前年度比2件の減）、救急1,026件（前年度比101件の増）、救助8件（前年度比1件の増）及びその他出場134件（前年度比35件の増）で、火災件数は減少しているが、救急、救助及びその他の出場件数は増加している。

また、ドクターヘリの要請件数は64件で、前年度より22件増加している。これは、昨今の救急要請形態が多様化しており、ドクターヘリの運用によって、へき地における救急医療体制が強化されていると言える。今後においても救命率の向上及び後遺症の軽減が図られることを期待するものである。

当消防組合管内は、人口減少や高齢化が一段と進み、過疎化に歯止めがかからない状態が続いている。

行政コストが増大する中、非常に厳しい財政状況を勘案した上で、亀岡市以北の6消防本部と消防指令センターの共同運用への取り組みが進められている。円滑な事業の進捗を望むものである。

今後においても、当消防組合の主たる財源である構成市町分担金の削減につ

ながら、国、京都府の補助金や消防組合債など有利な特定財源の確保に努めていただきたい。

また、各消防車両や消防資器材等についても、計画的な整備が進められるとともに、消防団や医療機関等の関係機関との連携強化を図るなど、消防業務の適切な運営に努められ、住民の信頼に応えられるよう期待するものである。